

化学物質の 表示・文書交付制度のあらまし



譲渡・提供時に容器にラベル表示が必要な化学物質として、新たに4物質が追加されました。

平成15年に国連が勧告として公表した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、以下GHS)」では、化学物質を引火性、発がん性など危険有害性ごとに分類し、危険有害とされるすべての化学物質について、その危険有害性が一目で分かるよう、世界的に統一されたルールに従ってラベル表示をしたり、化学物質等安全データシート(MSDS)を作成・提供したりすることを求めています。

このGHS国連勧告を踏まえ、わが国では労働安全衛生法の下、化学物質の表示・文書交付制度を運用しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 労働安全衛生法における表示・文書交付制度

第1 表示・文書交付制度の目的

職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法などを知らなかったことで、爆発や中毒などの労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。

このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性などの情報が確実に伝達され、情報を入手した事業場は、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要です。したがって、表示・文書交付制度は、化学物質管理の原点となる制度です。

化学物質の危険有害性
情報などの伝達

事業場での化学物質リスク
アセスメントの実施

リスクに基づく合理的な
化学物質管理

第2 表示・文書交付の義務対象物質

1 表示義務の対象物質(104物質およびそれを含有する混合物、P.11参照)

(1) 製造許可の対象物質(7物質)

(2) 労働安全衛生法施行令で定める表示義務対象物質(97物質)

これまでの表示義務対象物質に次の4物質を追加[平成23年4月1日施行]

① 酸化プロピレン

② 1,4-ジクロロ-2-ブテン

③ 1,1-ジメチルヒドラジン

④ 1,3-プロパンスルトン

※③の1,1-ジメチルヒドラジン以外のジメチルヒドラジンは、表示義務対象物質ではありません。

(3) 上記物質を含有する混合物(表示義務対象物質ごとに裾切値*が定められています)

※当該物質の含有量がその値未満の場合、表示・文書交付の義務の対象とならない



2 文書交付義務の対象となる物(640物質およびそれを含有する混合物、P.12～16を参照)

(1) 製造許可の対象物質(7物質)

(2) 労働安全衛生法施行令で定める文書交付義務対象物質(633物質)

(3) 上記物質を含有する混合物(文書交付義務対象物質ごとに裾切値が定められています)

表示・文書交付の対象物質

譲渡提供時の表示の義務
(104物質)

譲渡提供時の文書交付の義務
(640物質)

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」
(平成4年労働省告示60号)
すべての危険有害な化学物質について
譲渡提供時の表示および文書交付が望ましい



※ 表示義務対象104物質、文書交付義務対象640物質以外の化学物質であっても、危険有害性のある物は「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(平成4年労働省告示60号)に基づいて、表示および文書交付を行うことが望まれます。

※ 一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

「一般消費者の生活の用に供される製品」には以下のものが含まれます。

① 薬事法に定められている医薬品・医薬部外品および化粧品

② 農薬取締法に定められている農薬

③ 労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品

④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品



2 ラベル記載事項について

ラベルに記載する事項は以下の通りです。

なお、JISZ7251に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。

(1) 名称

化学物質または製品の名称を記載してください。

(2) 成分

各成分のうち表示義務対象物質に該当するものを記載してください(成分ごとの含有量の記載は不要です)。

なお、表示義務対象物質以外の成分についてもできる限り記載してください。

(3) 注意喚起語

原則として、GHS分類の危険有害性クラス^(注1)および危険有害性区分^(注2)に対して、GHS附属書3またはJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「注意喚起語」(「危険」または「警告」)を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質に割り当てられた注意喚起語を、厚生労働省が作成し公表しているラベル記載例(モデルラベル)などの情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラスおよび危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(注1) 引火性、発がん性など、物理化学的危険性、健康有害性または環境有害性の種類

(注2) 危険有害性クラス内での危険有害性の強度

(4) 人体に及ぼす作用ならびに安定性および反応性

原則として、GHS分類の危険有害性クラスおよび危険有害性区分に対してGHS附属書3またはJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルラベルなどの情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラスおよび危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(5) 貯蔵または取り扱い上の注意

化学物質などのばく露またはその不適切な貯蔵もしくは取り扱いから生じる被害を防止するために取るべき推奨措置を記載してください。

(6) 標章(絵表示)

原則として、GHS分類の危険有害性クラスおよび危険有害性区分に対してGHS附属書3またはJISZ7251附属書Aにより割り当てられた標章(絵表示)を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質の危険有害性を表す標章(絵表示)を、モデルラベルなどの情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラスおよび危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(7) 表示をする者の氏名、住所および電話番号

化学物質などを譲渡または提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所および電話番号を記載してください。

3 ラベル表示の例

●ラベルには標章(絵表示)および以下の事項を明記してください。

〔 名称／成分／人体に及ぼす作用／貯蔵または取り扱い上の注意／
表示する者の氏名、住所、電話番号／注意喚起語／安定性お
よび反応性〕



(ラベルの記載例)

エチレンイミン Ethyleneimine (成分：エチレンイミン)	
   	
危険	
<危険有害性情報> ・引火性の高い液体および蒸気 ・飲み込むと生命に危険(経口) ・皮膚に接触すると生命に危険(経皮) ・吸入すると生命に危険(蒸気) ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・遺伝性疾患のおそれ ・発がんのおそれの疑い ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓、肝臓、肺の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期または反復ばく露による腎臓、肝臓、呼吸器系の障害 ・水生生物に有害 ・長期的影響により水生生物に有害	
<注意書き> 【安全対策】 ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・使用前に取扱説明書を入手すること。 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 ・静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。 ・眼、皮膚または衣類に付けないこと。 ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・取り扱い後はよく手を洗うこと。 ・汚染された作業衣を作業場から出さないこと。 ・環境への放出を避けること。 【救急処置】 ・火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・飲み込んだ場合、口をすぐぐと。無理に吐かせないこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすぐぐと。 ・眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚に付着した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚刺激または発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 【保管】 ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施設して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。	
厚労株式会社 東京都千代田区霞が関〇—〇—〇 TEL 03-〇〇〇〇-xxxx FAX 03-〇〇〇〇-△△△△	

名称

成分
(含有量は不要)

標章(絵表示)

注意喚起語

安定性およ
び反応性

人体に
及ぼす作用

貯蔵または
取り扱い上
の注意

氏名(法人名)
住所(所在地)
電話番号

4 混合物のラベル表示方法

表示義務対象物質である原料A、Bと表示義務対象でない原料Cを混合して、製品Dを製造する場合の製品Dのラベル表示方法を示します。

<名 称> 製品名などを記載してください。

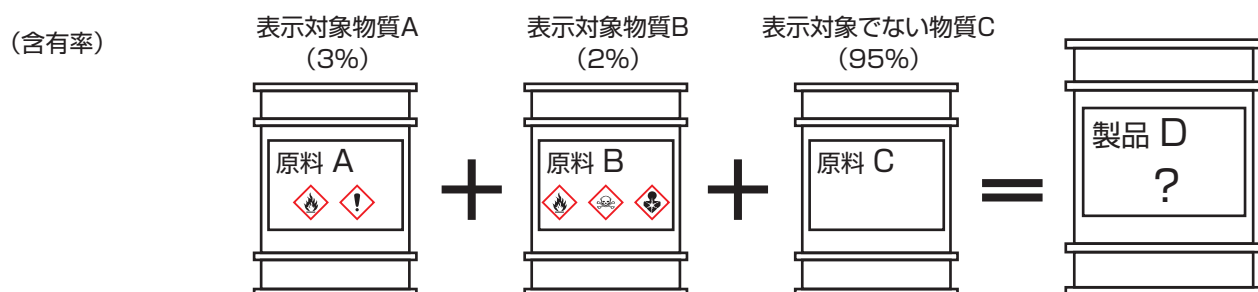
<成 分> 含有する表示義務対象物質の名称を記載してください。なお、表示義務対象物質以外の成分についても、できる限り記載してください。

<注意喚起語>、<人体に及ぼす作用>、<安定性および反応性>

原則として、以下の①のように、製品DについてGHS分類に従って表示しますが、製品DとしてGHS分類がなされていない場合には、②のように、含有する表示義務対象物質の純物質としての情報を物質ごとに記載してください。

<貯蔵または取り扱い上の注意>

化学物質へのばく露またはその不適切な貯蔵もしくは取り扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記述した文言を記載してください。



危険有害性の クラス・区分	引火性液体	3	1	—	—
	急性毒性	4	1	—	1
	皮膚感作性	—	—	1	1
	発がん性	—	1	—	1

※数字が小さいほど危険有害性が高い

①製品Dの分類で表示する場合

製品D (成分：A、B、C)

危険

危険有害性情報

1. 飲み込むと生命に危険（経口）
2. アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
3. 発がんのおそれ

注意書き

1. xxxxxxxxxxxx
2. xxxxxxxxxxxx
3. xxxxxxxxxxxx
4. xxxxxxxxxxxx
5. xxxxxxxxxxxx
6. xxxxxxxxxxxx
7. xxxxxxxxxxxx
8. xxxxxxxxxxxx

氏名（法人名）、住所および電話番号

②成分ごとに表示する場合

製品D (成分：A、B、C)

A

警告

危険有害性情報

1. 引火性液体
2. 飲み込むと有害（経口）

B

危険

危険有害性情報

1. 極めて引火性の高い液体
2. 飲み込むと生命に危険（経口）
3. 発がんのおそれ

注意書き

1. xxxxxxxxxxxx
2. xxxxxxxxxxxx
3. xxxxxxxxxxxx
4. xxxxxxxxxxxx
5. xxxxxxxxxxxx
6. xxxxxxxxxxxx
7. xxxxxxxxxxxx
8. xxxxxxxxxxxx

氏名（法人名）、住所および電話番号

5 MSDS記載事項について

MSDS(化学物質等安全データシート)に記載する事項は、以下の通りです。

なお、JISZ7250に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働省が作成し公表しているMSDS記載例(モデルMSDS)を参考にできます。

(1)名称

化学物質などまたは製品の名称を記載してください。

(2)成分およびその含有量

各成分のうち文書交付義務対象物質に該当するものを記載してください。

文書交付義務対象物質以外の成分およびその含有量についてもできる限り記載してください。

(3)物理的および化学的性質

各事業者が使用してきたMSDSやモデルMSDSの情報を参考にして、化学物質などの外観、pH、融点、凝固点、沸点、初留点、引火点などの情報を記載してください。

(4)人体に及ぼす作用

急性毒性、皮膚腐食性・刺激性などの有害性に関する情報を記載してください。

ただし、混合物として有害性の試験を行うことが原則ですが、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する文書交付義務対象物質の情報を物質ごとに記載してください。

(5)貯蔵または取り扱い上の注意

適切な保管条件、取り扱い上の注意などの情報を記載してください。

(6)流出その他の事故が発生した場合の応急措置

緊急時の応急措置、火災時の措置、漏出時の措置を記載してください。

(7)通知を行う者の氏名、住所および電話番号

化学物質などを譲渡または提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所および電話番号を記載してください。

(8)危険性または有害性の要約

原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、標章(絵表示)、注意喚起語、危険有害性情報および注意書きに対してGHS附属書3またはJISZ7251附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する文書交付義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルMSDSなどの情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

(9)安定性および反応性

化学物質などの危険性に関する情報(避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物)を記載してください。

(10)適用される法令

化学物質などに適用される法令の名称および当該法令に基づく規制に関する情報を記載してください。

(11)その他参考となる事項

その他、当該物を取り扱う上で重要な記載事項を記載してください。

6 危険物輸送の際の標識について

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」や「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に定められた標識などを表示している場合、その標識などが労働安全衛生法に定められた標章となります。

7 経過措置について

新たに表示義務の対象となる以下のもののうち平成23年4月1日において現に存するものについては、平成23年9月30日までの間は表示規定が適用されません。

- ① 酸化プロピレンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ② 1,4-ジクロロ-2-ブテンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ③ 1,1-ジメチルヒドラジンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ④ 1,3-プロパンスルホンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物

8 問い合わせ先について

詳細については下記までお問い合わせください。

- 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
(電話 03-5253-1111 内線5517、5516)
- 中央労働災害防止協会化学物質管理支援センター(電話 03-3452-3373)
- 各都道府県労働局安全衛生課または労働衛生課



9 GHS国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係

1 表示

	GHS国連勧告	改正労働安全衛生法第57条	改正労働安全衛生規則第33条・告示
1	注意喚起語		第2号「注意喚起語」
2	危険有害性情報(危険性情報)		第3号「安定性及び反応性」
	危険有害性情報(有害性情報)	第1号ハ「人体に及ぼす作用」	
3	注意書き	第1号ニ「貯蔵又は取扱い上の注意」	
4	絵表示	第2号「当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの」	【法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章を定める告示】
5	製品特定名(製品の特定名)	第1号イ「名称」	
	製品特定名(物質の化学的特定名)	第1号ロ「成分」	
6	供給者の特定		第1号「法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号」

2 文書交付

	GHS国連勧告	改正労働安全衛生法第57条の2	改正労働安全衛生規則第34条の2の4
1	化学物質等及び会社情報(GHSの製品特定手段)	第1号「名称」	
	化学物質等及び会社情報(供給者名の氏名、住所及び電話番号)		第1号「法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号」
2	危険有害性の要約(GHS分類、注意書きを含むGHSラベル要素、分類に関係しない他の危険有害性)		第2号「危険性又は有害性の要約」
3	組成、成分情報	第2号「成分及びその含有量」	
4	応急措置	第6号「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」	
5	火災時の措置		
6	漏出時の措置		
7	取扱い及び保管上の注意	第5号「貯蔵又は取扱い上の注意」	
8	ばく露防止及び人に対する保護措置		
9	物理的及び化学的性質	第3号「物理的及び化学的性質」	
10	安定性及び反応性		第3号「安定性及び反応性」
11	有害性情報	第4号「人体に及ぼす作用」	
12	環境影響情報		第5号「その他参考となる事項」
13	廃棄上の注意	第5号「貯蔵又は取扱い上の注意」	
14	輸送上の注意		
15	適用法令		第4号「適用される法令」
16	SDSの作成と改訂に関する情報を含むその他の情報		第5号「その他参考となる事項」

10 改正労働安全衛生法・関係法令

1 表示

労働安全衛生法(抄)

(表示等)

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ イから二までに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

労働安全衛生規則(抄)

(名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下この条において「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

二 注意喚起語

三 安定性及び反応性

厚生労働省告示第六百十九号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十七条第一項第二号の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章を次のように定める。

平成十八年十月二十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格 Z7251 (GHSに基づく化学物質等の表示)に定める絵表示とする。ただし、法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあつては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識

二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

2 文書交付

労働安全衛生法(抄)

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

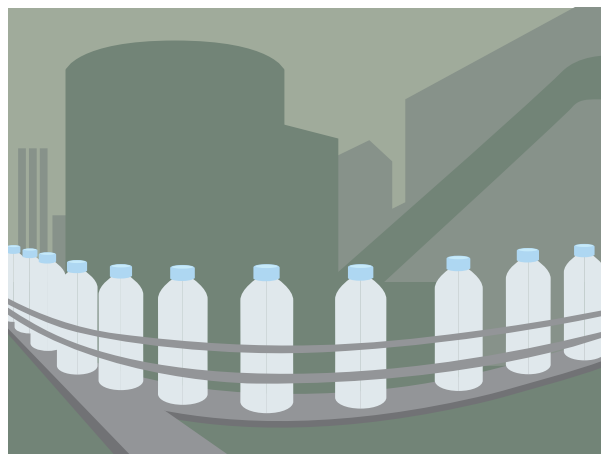
2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生規則(抄)

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 危険性又は有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項



11 表示の対象となる物質および含有量の一覧

物質名の欄に記載された化学物質およびその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示義務対象となります。

ただし、四アルキル鉛を含有する製剤その他の物については、加鉛ガソリンを除きます。

また、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が1%未満のものは除きます。

政令番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
別表第3第1号			14の3	シクロヘキサノール	1%以上
1	ジクロロベンジジン及びその塩	1%以上	14の4	シクロヘキサノン	1%以上
2	アルファーナフチルアミン及びその塩	1%以上	14の5	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	1%以上
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.1%以上	14の6	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	1%以上
4	オルトトリジン及びその塩	1%以上	14の7	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	1%以上
5	ジアニジン及びその塩	1%以上	14の8	3,3'-ジクロロ 4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.1%以上
6	ベリリウム及びその化合物	0.1%以上	14の9	1,4-ジクロロ-2-ブテン	0.1%以上
7	ベンゾトリクロリド	0.1%以上	14の10	1,1-ジメチルヒドラジン	0.1%以上
第18条			14の11	N,N-ジメチルホルムアミド	0.3%以上
1	アクリルアミド	0.1%以上	15	臭化メチル	1%以上
1の2	アクリロニトリル	1%以上	16	重クロム酸及びその塩	0.1%以上
1の3	アセトン	1%以上	16の2	硝酸アンモニウム	すべて
2	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	1%以上	17	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	0.3%以上
2の2	イソブチルアルコール	1%以上	17の2	スチレン	0.3%以上
2の3	イソプロピルアルコール	1%以上	18	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	1%以上
2の4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1%以上	19	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	0.1%以上
2の5	エチルアミン	1%以上	19の2	テトラヒドロフラン	1%以上
2の6	エチルエーテル	1%以上	20	1,1,1-トリクロロエタン	1%以上
3	エチレンイミン	0.1%以上	21	トリクロロエチレン	0.1%以上
3の2	エチレンオキシド	0.1%以上	22	トリレンジイソシアネート	1%以上
3の3	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セソソルブ)	0.3%以上	23	トルエン	0.3%以上
3の4	エチレングリコールモノエチルエーテルアセート(別名セソソルブアセート)	0.3%以上	24	鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。)	0.1%以上
3の5	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセソソルブ)	1%以上	24の2	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	0.1%以上
3の6	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセソソルブ)	0.3%以上	25	ニッケルカルボニル	0.1%以上
4	塩化ビニル	0.1%以上	25の2	ニトログリセリン	すべて
5	オーラミン	1%以上	25の3	ニトロセルローズ	すべて
5の2	オルト-ジクロロベンゼン	1%以上	26	二硫化炭素	0.3%以上
6	オルト-フタロジニトリル	1%以上	27	ノルマルヘキサン	1%以上
6の2	過酸化水素	1%以上	27の2	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	1%以上
7	カドミウム化合物	0.1%以上	28	パラ-ニトロクロロベンゼン	1%以上
7の2	キシレン	0.3%以上	28の2	ピクリン酸	すべて
7の3	クレゾール	1%以上	28の3	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	0.1%以上
8	クロム酸及びその塩	0.1%以上	29	フェノール	0.1%以上
8の2	クロロベンゼン	1%以上	29の2	1,3-ブタジエン	0.1%以上
9	クロロホルム	1%以上	29の3	1-ブタノール	1%以上
9の2	クロロメチルメチルエーテル	0.1%以上	29の4	2-ブタノール	1%以上
9の3	五酸化バナジウム	0.1%以上	30	弗化水素	1%以上
9の4	コールタール	0.1%以上	30の2	1,3-プロパンスルホン	0.1%以上
9の5	酢酸イソブチル	1%以上	31	ペータープロピオラクトン	0.1%以上
9の6	酢酸イソプロピル	1%以上	32	ベンゼン	0.1%以上
9の7	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	1%以上	33	ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0.3%以上
9の8	酢酸エチル	1%以上	34	ホルムアルデヒド	0.1%以上
9の9	酢酸ノルマルブチル	1%以上	35	マゼンタ	0.1%以上
9の10	酢酸ノルマルプロピル	1%以上	36	メタノール	0.3%以上
9の11	酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)	1%以上	36の2	メチルイソブチルケトン	1%以上
9の12	酢酸メチル	1%以上	36の3	メチルエチルケトン	1%以上
9の13	酸化プロピレン	0.1%以上	36の4	メチルシクロヘキサノール	1%以上
10	次亜塩素酸カルシウム	1%以上	36の5	メチルシクロヘキサノン	1%以上
11	四アルキル鉛	すべて	36の6	メチルノルマルブチルケトン	1%以上
12	シアン化カリウム	1%以上	37	沃化メチル	1%以上
13	シアン化ナトリウム	1%以上	37の2	硫化水素ナトリウム	1%以上
14	四塩化炭素	1%以上	37の3	硫化ナトリウム	1%以上
14の2	1,4-ジオキサン	1%以上	38	硫酸ジメチル	0.1%以上

12 文書交付の対象となる物質および含有量の一覧

物質名の欄に記載された化学物質(その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます)およびその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が文書交付義務対象となります。

ただし、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が0.1%未満のものは除きます。

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
別表第3第1号			51	一酸化炭素	0.1%以上
1	ジクロロベンゼン及びその塩	0.1%以上	52	一酸化窒素	1%以上
2	アルファナフチルアミン及びその塩	1%以上	53	一酸化二窒素	0.1%以上
3	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.1%以上	54	イットリウム及びその化合物	1%以上
4	オルトトリジン及びその塩	0.1%以上	55	イプシロン-カプロラクタム	1%以上
5	ジアニジン及びその塩	0.1%以上	56	2-イミダゾリジノチオン	0.1%以上
6	ベリリウム及びその化合物	0.1%以上	57	4,4'-(4-イミダゾロヘキサ-2,5-ジエリデンメチル)ジアニリン塩酸塩(別名Qベジックレット9)	0.1%以上
7	ベンゾトリクロリド	0.1%以上	58	インジウム及びその化合物	1%以上
別表第9			59	インデン	0.1%以上
1	アクリルアミド	0.1%以上	60	ウレタン	0.1%以上
2	アクリル酸	1%以上	61	エタノール	0.1%以上
3	アクリル酸エチル	0.1%以上	62	エタンチオール	1%以上
4	アクリル酸ノルマルブチル	0.1%以上	63	エチリデンノルボルネン	0.1%以上
5	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	0.1%以上	64	エチルアミン	1%以上
6	アクリル酸メチル	0.1%以上	65	エチルエーテル	0.1%以上
7	アクリロニトリル	0.1%以上	66	エチルセカンダリーベンチルケトン	1%以上
8	アクロレイン	1%以上	67	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)	0.1%以上
9	アジ化ナトリウム	1%以上	68	0-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオオチオナート(別名ホノホス)	0.1%以上
10	アジピン酸	1%以上	69	2-エチルヘキサノ酸	0.1%以上
11	アジポニトリル	1%以上	70	エチルベンゼン	0.1%以上
12	アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	0.1%以上	71	エチルメチルケトンペルオキシド	1%以上
13	アセトアミド	0.1%以上	72	N-エチルモルホリン	0.1%以上
14	アセトアルデヒド	0.1%以上	73	エチレンイミン	0.1%以上
15	アセトニトリル	1%以上	74	エチレンオキシド	0.1%以上
16	アセトフェノン	1%以上	75	エチレングリコール	0.1%以上
17	アセトン	0.1%以上	76	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	1%以上
18	アセトキシノヒドリン	0.1%以上	77	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セソソルブ)	0.1%以上
19	アニリン	0.1%以上	78	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セソソルブアセテート)	0.1%以上
20	アミド硫酸アンモニウム	1%以上	79	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセソソルブ)	0.1%以上
21	2-アミノエタノール	0.1%以上	80	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセソソルブ)	0.1%以上
22	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ 1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	1%以上	81	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	0.1%以上
23	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	0.1%以上	82	エチレンクロロヒドリン	0.1%以上
24	4-アミノ-3,5,6-トリクロロピリジン-2-カルボン酸(別名ピクロラム)	1%以上	83	エチレンジアミン	0.1%以上
25	2-アミノピリジン	1%以上	84	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアット)	0.1%以上
26	亜硫酸水素ナトリウム	0.1%以上	85	2-エトキシ-2,2-ジメチルエタン	1%以上
27	アリルアルコール	1%以上	86	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジリエーテル(別名エトフェンブックス)	1%以上
28	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	0.1%以上	87	エピクロロヒドリン	0.1%以上
29	アリル水銀化合物	0.1%以上	88	1,2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン	1%以上
30	アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド	0.1%以上	89	2,3-エポキシ-1-プロパノール	0.1%以上
31	亜りん酸トリメチル	1%以上	90	2,3-エポキシ-1-プロパノール	0.1%以上
32	アルキルアルミニウム化合物	1%以上	91	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	0.1%以上
33	アルキル水銀化合物	0.1%以上	92	エメリー	1%以上
34	3-(アルファアセトニルベンジル)-4-ヒドロキシマリン(別名ワルファリン)	0.1%以上	93	エリオナイト	0.1%以上
35	アルファ,アルファ-ジクロロトルエン	0.1%以上	94	塩化亜鉛	0.1%以上
36	アルファ-メチルスチレン	0.1%以上	95	塩化アリル	0.1%以上
37	アルミニウム水溶性塩	1%以上	96	塩化アンモニウム	0.1%以上
38	アンチモン及びその化合物	0.1%以上	97	塩化シアン	1%以上
39	アンモニア	0.1%以上	98	塩化水素	0.1%以上
40	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	0.1%以上	99	塩化チオニル	1%以上
41	イソシアネートメチル	0.1%以上	100	塩化ビニル	0.1%以上
42	イソブレン	0.1%以上	101	塩化ベンジル	0.1%以上
43	N-イソプロピルアニリン	0.1%以上	102	塩化ベンゾイル	1%以上
44	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチルO-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	0.1%以上	103	塩化ホスホリル	1%以上
45	イソプロピルアミン	1%以上	104	塩素	1%以上
46	イソプロピルエーテル	0.1%以上	105	塩素化カンフェン(別名トキサフェン)	0.1%以上
47	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	1%以上	106	塩素化ジフェニルオキシド	1%以上
48	イソベンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	1%以上	107	黄りん	0.1%以上
49	イソホロン	0.1%以上	108	4,4'-オキシビス(2-クロロアニリン)	0.1%以上
50	一塩化硫黄	1%以上	109	オキシビス(チオホスホン酸)O,O,O',O'-テトラエチル(別名スルホテップ)	0.1%以上

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
110	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	1%以上	177	酢酸エチル	1%以上
111	オキシビスホスホン酸四ナトリウム	1%以上	178	酢酸1,3-ジメチルブチル	1%以上
112	オクタクロロナフタレン	1%以上	179	酢酸鉛	0.1%以上
113	1,2,4,5,6,7,8,8'-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)	0.1%以上	180	酢酸ビニル	0.1%以上
114	2-オクタノール	1%以上	181	酢酸ブチル	1%以上
115	オクタン	1%以上	182	酢酸プロピル	1%以上
116	オゾン	0.1%以上	183	酢酸ベンジル	1%以上
117	オメガクロロアセトフェノン	0.1%以上	184	酢酸ベンチル(別名酢酸アミル)	0.1%以上
118	オーラミン	0.1%以上	185	酢酸メチル	1%以上
119	オルト-アニシジン	0.1%以上	186	サチライシン	0.1%以上
120	オルトクロロスチレン	1%以上	187	三塩化りん	1%以上
121	オルトクロロトルエン	0.1%以上	188	酸化亜鉛	1%以上
122	オルト-ジクロロベンゼン	1%以上	189	酸化アルミニウム	1%以上
123	オルト-セカンダリーブチルフェノール	1%以上	190	酸化カルシウム	1%以上
124	オルト-ニトロアニソール	0.1%以上	191	酸化チタン(IV)	1%以上
125	オルト-フタロジニトリル	1%以上	192	酸化鉄	1%以上
126	過酸化水素	0.1%以上	193	1,2-酸化ブチレン	0.1%以上
127	ガンリン	0.1%以上	194	酸化プロピレン	0.1%以上
128	カテコール	0.1%以上	195	酸化メシチル	0.1%以上
129	カドミウム及びその化合物	0.1%以上	196	三酸化二ほう素	1%以上
130	カーボンブラック	0.1%以上	197	三臭化ほう素	1%以上
131	カルシウムシアナミド	1%以上	198	三弗化塩素	1%以上
132	ぎ酸	0.1%以上	199	三弗化ほう素	1%以上
133	ぎ酸エチル	1%以上	200	次亜塩素酸カルシウム	1%以上
134	ぎ酸メチル	1%以上	201	N,N'-ジアセチルベンジジン	0.1%以上
135	キシリジン	0.1%以上	202	ジアセトンアルコール	0.1%以上
136	キシレン	0.1%以上	203	ジアノメタン	0.1%以上
137	銀及びその水溶性化合物	0.1%以上	204	シアナミド	0.1%以上
138	クメン	1%以上	205	2-シアノアクリル酸エチル	0.1%以上
139	グルタルアルデヒド	0.1%以上	206	2-シアノアクリル酸メチル	0.1%以上
140	クレオソート油	0.1%以上	207	2,4-ジアミノアニソール	0.1%以上
141	クレノール	1%以上	208	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0.1%以上
142	クロム及びその化合物	0.1%以上	209	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	0.1%以上
143	クロロアセチル=クロリド	1%以上	210	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	0.1%以上
144	クロロアセトアルデヒド	0.1%以上	211	2,4-ジアミノトルエン	0.1%以上
145	クロロアセトン	1%以上	212	四アルキル鉛	0.1%以上
146	クロロエタン(別名塩化エチル)	0.1%以上	213	シアン化カリウム	1%以上
147	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	0.1%以上	214	シアン化カルシウム	1%以上
148	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%以上	215	シアン化水素	1%以上
149	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	0.1%以上	216	シアン化ナトリウム	0.1%以上
150	2-クロロ-6-トリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン)	1%以上	217	ジイソブチルケトン	1%以上
151	2-クロロ-1,1,2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル(別名エンフルラン)	0.1%以上	218	ジイソプロピルアミン	1%以上
152	1-クロロ-1-ニトロプロパン	1%以上	219	ジエタノールアミン	1%以上
153	クロロピクリン	1%以上	220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%以上
154	クロロフェノール	0.1%以上	221	ジエチルアミン	1%以上
155	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0.1%以上	222	ジエチルケトン	1%以上
156	2-クロロプロピオン酸	1%以上	223	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	0.1%以上
157	2-クロロベンジリデンマロノニトリル	0.1%以上	224	1,2-ジエチルヒドラジン	0.1%以上
158	クロロベンゼン	0.1%以上	225	ジエチレントリアミン	0.1%以上
159	クロロベンタフルオロエタン(別名CFC-115)	1%以上	226	四塩化炭素	0.1%以上
160	クロロホルム	0.1%以上	227	1,4-ジオキサン	0.1%以上
161	クロロメタン(別名塩化メチル)	0.1%以上	228	1,4-ジオキサン-2,3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)0,0,0'-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	1%以上
162	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	0.1%以上	229	1,3-ジオキソラン	0.1%以上
163	クロロメチルメチルエーテル	0.1%以上	230	シクロヘキサノール	0.1%以上
164	軽油	0.1%以上	231	シクロヘキサノン	0.1%以上
165	けつ岩油	0.1%以上	232	シクロヘキサノール	0.1%以上
166	ケテン	1%以上	233	シクロヘキシルアミン	0.1%以上
167	ゲルマン	1%以上	234	2-シクロヘキシルビフェニル	0.1%以上
168	鉱油	0.1%以上	235	シクロヘキセン	1%以上
169	五塩化りん	1%以上	236	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	1%以上
170	固形パラフィン	1%以上	237	シクロペンタジエン	1%以上
171	五酸化バナジウム	0.1%以上	238	シクロペンタン	1%以上
172	コバルト及びその化合物	0.1%以上	239	ジクロロアセチレン	1%以上
173	五弗化臭素	1%以上	240	ジクロロエタン	0.1%以上
174	コールタール	0.1%以上	241	ジクロロエチレン	0.1%以上
175	コールタールナフサ	1%以上	242	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.1%以上
176	酢酸	0.1%以上	243	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	1%以上

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
244	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジノン-2,4-ジオン	1%以上	305	臭素	1%以上
245	3,5-ジクロロ-2,6-ジメチル-4-ピリジノール(別名クロビドール)	1%以上	306	臭素化ビフェニル	0.1%以上
246	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	1%以上	307	硝酸	1%以上
247	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	1%以上	308	硝酸アンモニウム	すべて
248	1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン	1%以上	309	硝酸ノルマル-プロピル	1%以上
249	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン)	1%以上	310	しょう油	0.1%以上
250	2,4-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	1%以上	311	シラン	1%以上
251	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%以上	312	シリカ	0.1%以上
252	1,4-ジクロロ-2-ブテン	0.1%以上	313	ジルコニウム化合物	1%以上
253	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	0.1%以上	314	人造鉱物繊維	1%以上
254	1,2-ジクロロプロパン	0.1%以上	315	水銀及びその無機化合物	0.1%以上
255	2,2-ジクロロプロピオン酸	1%以上	316	水酸化カリウム	1%以上
256	1,3-ジクロロプロペン	0.1%以上	317	水酸化カルシウム	1%以上
257	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	0.1%以上	318	水酸化セシウム	1%以上
258	四酸化オスミウム	1%以上	319	水酸化ナトリウム	1%以上
259	ジシアン	1%以上	320	水酸化リチウム	1%以上
260	ジシクロペンタジエン鉄	1%以上	321	水素化リチウム	0.1%以上
261	ジシクロペンタジエン	1%以上	322	すす及びその化合物	0.1%以上
262	2,6-ジ-ターシャリー-ブチル-4-クレゾール	0.1%以上	323	スチレン	0.1%以上
263	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	1%以上	324	ステアリン酸亜鉛	1%以上
264	ジチオりん酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)	1%以上	325	ステアリン酸ナトリウム	1%以上
265	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	0.1%以上	326	ステアリン酸鉛	0.1%以上
266	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)	0.1%以上	327	ステアリン酸マグネシウム	1%以上
267	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1,2,3-ペンゾトリアジノ-3(4H)-イル)メチル](別名アジンホスメチル)	0.1%以上	328	ストリキニーネ	1%以上
268	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%以上	329	石油エーテル	1%以上
269	ジナトリウム=4-[(2,4-ジメチルフェニル)アソ]-3-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-MX)	0.1%以上	330	石油ナフサ	1%以上
270	ジナトリウム=8-[(3,3'-ジメチル-4'-[[4-[[[(4-メチルフェニル)スルホニル]オキシ]フェニル]アソ]]1,1'-ビフェニル]-4-イル]アソ]-7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホナート(別名シアシッドレッド114)	0.1%以上	331	石油ベンジン	1%以上
271	ジナトリウム=3-ヒドロキシ-4-[(2,4,5-トリメチルフェニル)アソ]-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-3R)	0.1%以上	332	セスキ酸ナトリウム	1%以上
272	2,4-ジニトロトルエン	0.1%以上	333	セレン及びその化合物	0.1%以上
273	ジニトロベンゼン	0.1%以上	334	2-ターシャリー-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジノ-4-オン(別名プロフェジン)	1%以上
274	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール	1%以上	335	タリウム及びその水溶性化合物	0.1%以上
275	ジ-ノルマル-プロピルケトン	1%以上	336	炭化けい素	0.1%以上
276	ジビニルベンゼン	0.1%以上	337	タングステン及びその水溶性化合物	1%以上
277	ジフェニルアミン	0.1%以上	338	タンタル及びその酸化物	1%以上
278	ジフェニルエーテル	1%以上	339	チオジ(パラ-フェニレン)-ジオキシービス(チオホスホン酸)O,O,O',O'-テトラメチル(別名デメホス)	1%以上
279	1,2-ジプロモエタン(別名EDB)	0.1%以上	340	チオ尿素	0.1%以上
280	1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン	0.1%以上	341	4,4'-チオビス(6-ターシャリー-ブチル-3-メチルフェノール)	0.1%以上
281	ジプロモジフルオロメタン	1%以上	342	チオフェノール	0.1%以上
282	ジベンゾイルペルオキシド	0.1%以上	343	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジン)(別名ダイアジノ)	0.1%以上
283	ジボラン	1%以上	344	チオりん酸O,O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)	0.1%以上
284	N,N-ジメチルアセトアミド	0.1%以上	345	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピラフェンチオン)	1%以上
285	N,N-ジメチルアニリン	1%以上	346	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジン)(別名クロルピリホス)	1%以上
286	[4-[[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[エチル(3-スルホペンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサン-2,5-ジエン-1-イリデン](エチル)(3-スルホペンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B)	0.1%以上	347	チオりん酸O,O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	1%以上
287	ジメチルアミン	0.1%以上	348	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(2,4,5-トリクロロフェニル)(別名ロンネル)	0.1%以上
288	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)	0.1%以上	349	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	1%以上
289	ジメチルエトキシシラン	0.1%以上	350	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	0.1%以上
290	ジメチルカルバモイル=クロリド	0.1%以上	351	デカボラン	1%以上
291	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	0.1%以上	352	鉄水溶性塩	1%以上
292	ジメチルジスルフィド	0.1%以上	353	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスバースブルー1)	0.1%以上
293	N,N-ジメチルニトロソアミン	0.1%以上	354	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	0.1%以上
294	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	0.1%以上	355	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	1%以上
295	ジメチルヒドラジン	0.1%以上	356	テトラエトキシシラン	1%以上
296	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)	1%以上	357	1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	1%以上
297	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩	1%以上	358	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフルイミド(別名キャプタフォル)	0.1%以上
298	2-(4,6-ジメチル-2-ピリミジニアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル(別名スルホメチルチンメチル)	0.1%以上	359	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	0.1%以上
299	N,N-ジメチルホルムアミド	0.1%以上	360	4,5,6,7-テトラクロロ-1,3-ジヒドロベンゾ[c]フラン-2-オン(別名フサライド)	1%以上
300	1-[(2,5-ジメトキシフェニル)アソ]-2-ナフトール(別名シトラスレッドナンバー2)	0.1%以上	361	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	1%以上
301	臭化エチル	0.1%以上	362	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン	0.1%以上
302	臭化水素	1%以上	363	テトラクロロナフタレン	1%以上
303	臭化メチル	0.1%以上	364	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメチル-4,4'-ビフェニリレン)ビス(アソ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート](別名トリバンブルー)	0.1%以上
304	しゅう酸	0.1%以上	365	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビフェニリレン)ビス(アソ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート](別名Cダイレクトブルー15)	0.1%以上
			366	テトラニトロメタン	0.1%以上
			367	テトラヒドロフラン	1%以上
			368	テトラフルオロエチレン	0.1%以上

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
369	1,1,2,2-テトラブロモエタン	1%以上	437	白金及びその水溶性塩	0.1%以上
370	テトラブロモメタン	1%以上	438	ハフニウム及びその化合物	1%以上
371	テトラメチルこはく酸ニトリル	1%以上	439	パラアニシジン	1%以上
372	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.1%以上	440	パラクロロアニリン	0.1%以上
373	テトラメトキシシラン	1%以上	441	パラジクロロベンゼン	0.1%以上
374	テトリル	0.1%以上	442	パラジメチルアミノアゾベンゼン	0.1%以上
375	テルフェニル	1%以上	443	パラターシャリーブチルトルエン	0.1%以上
376	テルル及びその化合物	0.1%以上	444	パラニトロアニリン	0.1%以上
377	テレピン油	0.1%以上	445	パラニトロクロロベンゼン	0.1%以上
378	テレフタル酸	0.1%以上	446	パラフェニルアゾアニリン	0.1%以上
379	銅及びその化合物	0.1%以上	447	パラベンゾキノ	1%以上
380	灯油	0.1%以上	448	パラメトキシフェノール	1%以上
381	トリエタノールアミン	0.1%以上	449	バリウム及びその水溶性化合物	1%以上
382	トリエチルアミン	1%以上	450	ピクリン酸	すべて
383	トリクロロエタン	0.1%以上	451	ビス(2,3-エポキシプロピル)エーテル	1%以上
384	トリクロロエチレン	0.1%以上	452	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	0.1%以上
385	トリクロロ酢酸	0.1%以上	453	ビス(2-クロロエチル)エーテル	1%以上
386	1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン	1%以上	454	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	0.1%以上
387	トリクロロナフタレン	1%以上	455	N,N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド	0.1%以上
388	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)	0.1%以上	456	ビス(ジチオりん酸)S,S'-メチレン-0,0,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	1%以上
389	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	0.1%以上	457	ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル	1%以上
390	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	0.1%以上	458	砒素及びその化合物	0.1%以上
391	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	0.1%以上	459	ヒドラジン	0.1%以上
392	1,2,3-トリクロロプロパン	0.1%以上	460	ヒドラジノー水和物	0.1%以上
393	1,2,4-トリクロロベンゼン	1%以上	461	ヒドロキノ	0.1%以上
394	トリクロロメチルスルフェニルクロリド	1%以上	462	4-ビニル-1-シクロヘキセン	0.1%以上
395	N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタン)	0.1%以上	463	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	0.1%以上
396	トリシクロヘキシルすずヒドロキシド	1%以上	464	ビニルトルエン	1%以上
397	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジノー2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	0.1%以上	465	ビフェニル	1%以上
398	トリス(N,N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーマム)	0.1%以上	466	ビベラジン二塩酸塩	1%以上
399	トリニトロトルエン	0.1%以上	467	ピリジン	0.1%以上
400	トリフェニルアミン	1%以上	468	ピレトラム	0.1%以上
401	トリブロモメタン	0.1%以上	469	フェニルオキシラン	0.1%以上
402	2-トリメチルアセチル-1,3-インダンジオン	1%以上	470	フェニルヒドラジン	0.1%以上
403	トリメチルアミン	1%以上	471	フェニルホスフィン	0.1%以上
404	トリメチルベンゼン	1%以上	472	フェニレンジアミン	0.1%以上
405	トリレンジイソシアネート	0.1%以上	473	フェノチアジン	0.1%以上
406	トリイジン	0.1%以上	474	フェノール	0.1%以上
407	トルエン	0.1%以上	475	フェロバナジウム	1%以上
408	ナフタレン	0.1%以上	476	1,3-ブタジエン	0.1%以上
409	1-ナフチルチオ尿素	1%以上	477	ブタノール	0.1%以上
410	1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	1%以上	478	フタル酸ジエチル	0.1%以上
411	鉛及びその無機化合物	0.1%以上	479	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	0.1%以上
412	二亜硫酸ナトリウム	0.1%以上	480	フタル酸ジメチル	1%以上
413	ニコチン	0.1%以上	481	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	0.1%以上
414	二酸化硫黄	1%以上	482	ブタン	1%以上
415	二酸化塩素	1%以上	483	1-ブタンチオール	0.1%以上
416	二酸化窒素	0.1%以上	484	弗化カルボニル	1%以上
417	二硝酸プロピレン	1%以上	485	弗化ビニリデン	1%以上
418	ニッケル及びその化合物	0.1%以上	486	弗化ビニル	0.1%以上
419	ニトリロ三酢酸	0.1%以上	487	弗素及びその水溶性無機化合物	0.1%以上
420	5-ニトロアセナフテン	0.1%以上	488	2-ブテナール	0.1%以上
421	ニトロエタン	1%以上	489	フルオロ酢酸ナトリウム	1%以上
422	ニトログリコール	1%以上	490	フルフラール	0.1%以上
423	ニトログリセリン	すべて	491	フルフリルアルコール	1%以上
424	ニトロセルローズ	すべて	492	1,3-プロパンスルトン	0.1%以上
425	N-ニトロソモルホリン	0.1%以上	493	プロピオン酸	1%以上
426	ニトロトルエン	0.1%以上	494	プロピルアルコール	0.1%以上
427	ニトロプロパン	0.1%以上	495	プロピレンイミン	0.1%以上
428	ニトロベンゼン	0.1%以上	496	プロピレングリコールモノメチルエーテル	1%以上
429	ニトロメタン	0.1%以上	497	2-プロピノー-1-オール	1%以上
430	乳酸ノルマル-ブチル	1%以上	498	プロモエチレン	0.1%以上
431	二硫化炭素	0.1%以上	499	2-ブロモ-2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名ハロタン)	1%以上
432	ノナン	1%以上	500	プロモクロロメタン	1%以上
433	ノルマル-ブチルアミン	1%以上	501	プロモジクロロメタン	0.1%以上
434	ノルマル-ブチルエチルケトン	1%以上	502	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピミジン-2,4-ジオン(別名プロマシル)	0.1%以上
435	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	0.1%以上	503	プロモトリフルオロメタン	1%以上
436	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベミル)	0.1%以上			

政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)	政令 番号	物質名	対象となる範囲 (重量%)
504	2-プロモプロパン	0.1%以上	567	N-メチルアミノホスホン酸O-(4-ターシャリーブチル-2-クロロフェニル)-O-メチル(別名クルホメト)	1%以上
505	ヘキサクロロエタン	0.1%以上	568	メチルアミン	0.1%以上
506	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a- オクタヒドロ-エキノ1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	0.1%以上	569	メチルイソブチルケトン	1%以上
507	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a- オクタヒドロ-エンド1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)	1%以上	570	メチルエチルケトン	1%以上
508	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサノ(別名リンデン)	0.1%以上	571	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル(別名プロボキシル)	0.1%以上
509	ヘキサクロロシクロペンタジエン	0.1%以上	572	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ペンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	1%以上
510	ヘキサクロロナフタレン	1%以上	573	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ)	1%以上
511	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピコ[2,2,1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	0.1%以上	574	メチルシクロヘキサノール	1%以上
512	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキノ 1,4-エンド5,8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	0.1%以上	575	メチルシクロヘキサノン	1%以上
513	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノペンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)	1%以上	576	メチルシクロヘキサノ	1%以上
514	ヘキサクロロベンゼン	0.1%以上	577	2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	1%以上
515	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン(別名シクロナイト)	1%以上	578	2-メチル-4,6-ジニトロフェノール	0.1%以上
516	ヘキサフルオロアセトン	0.1%以上	579	2-メチル-3,5-ジニトロベンズアミド(別名ジニトルミド)	1%以上
517	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	0.1%以上	580	メチル-ターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	0.1%以上
518	ヘキサメチレンジアミン	0.1%以上	581	5-メチル-1,2,4-トリアゾロ[3,4-b]ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)	1%以上
519	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.1%以上	582	2-メチル-4-(2-トリリアゾ)アニリン	0.1%以上
520	ヘキサノ	0.1%以上	583	2-メチル-1-ニトロアントラキノン	0.1%以上
521	1-ヘキセン	1%以上	584	N-メチル-N-ニトロソカルバミン酸エチル	0.1%以上
522	ペーターブチラクトン	0.1%以上	585	メチル-ノルマル-ブチルケトン	1%以上
523	ペータープロピオラクトン	0.1%以上	586	メチル-ノルマル-ペンチルケトン	1%以上
524	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ- 4,7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロルエポキシド)	0.1%以上	587	メチルヒドラジン	0.1%以上
525	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ- 1H-インデン(別名ヘプタクロル)	0.1%以上	588	メチルピニルケトン	0.1%以上
526	ヘプタン	1%以上	589	1-[(2-メチルフェニル)アソ]-2-ナフトール(別名オイルオレンジSS)	0.1%以上
527	ベルオキシニ硫酸アンモニウム	0.1%以上	590	メチルプロピルケトン	1%以上
528	ベルオキシニ硫酸カリウム	0.1%以上	591	5-メチル-2-ヘキサノン	1%以上
529	ベルオキシニ硫酸ナトリウム	0.1%以上	592	4-メチル-2-ペンタノール	1%以上
530	ベルフルオロオクタノ酸アンモニウム塩	0.1%以上	593	2-メチル-2,4-ペンタンジオール	1%以上
531	ベンゼン	0.1%以上	594	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メブロニル)	1%以上
532	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	0.1%以上	595	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	1%以上
533	ベンゾ[a]アントラセン	0.1%以上	596	メチルメルカプタン	1%以上
534	ベンゾ[a]ピレン	0.1%以上	597	4,4'-メチレンジアニリン	0.1%以上
535	ベンゾフラン	0.1%以上	598	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	0.1%以上
536	ベンゾ[e]フルオラセン	0.1%以上	599	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)	0.1%以上
537	ペンタクロロナフタレン	1%以上	600	2-メトキシ-5-メチルアニリン	0.1%以上
538	ペンタクロロニトロベンゼン	0.1%以上	601	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	1%以上
539	ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0.1%以上	602	メルカプト酢酸	0.1%以上
540	1-ペンタナール	1%以上	603	モリブデン及びその化合物	1%以上
541	1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名PFIB)	1%以上	604	モルホリン	1%以上
542	ペンタボラン	1%以上	605	沃化メチル	1%以上
543	ペンタン	1%以上	606	沃素	0.1%以上
544	ほう酸ナトリウム	0.1%以上	607	ヨードホルム	1%以上
545	ホスゲン	1%以上	608	硫化ジメチル	1%以上
546	(2-ホルミルヒドラジン)-4-(5-ニトロ-2-フリル)チアゾール	0.1%以上	609	硫化水素	1%以上
547	ホルムアミド	1%以上	610	硫化水素ナトリウム	1%以上
548	ホルムアルデヒド	0.1%以上	611	硫化ナトリウム	1%以上
549	マゼンタ	0.1%以上	612	硫化りん	1%以上
550	マンガン及びその無機化合物	1%以上	613	硫酸	1%以上
551	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	1%以上	614	硫酸ジイソプロピル	0.1%以上
552	無水酢酸	1%以上	615	硫酸ジエチル	0.1%以上
553	無水フタル酸	0.1%以上	616	硫酸ジメチル	0.1%以上
554	無水マレイン酸	0.1%以上	617	りん化水素	1%以上
555	メターキシリレンジアミン	0.1%以上	618	りん酸	1%以上
556	メタクリル酸	1%以上	619	りん酸ジ-ノルマル-ブチル	1%以上
557	メタクリル酸メチル	0.1%以上	620	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	1%以上
558	メタクリロニトリル	0.1%以上	621	りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド)	0.1%以上
559	メタージシアノベンゼン	1%以上	622	りん酸ジメチル=(E)-1-(N,N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペノ-2-イル(別名ジクロトホス)	1%以上
560	メタノール	0.1%以上	623	りん酸ジメチル=(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロペノ-2-イル(別名モノクロトホス)	1%以上
561	メタンスルホン酸エチル	0.1%以上	624	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペノ-2-イル(別名メビンホス)	1%以上
562	メタンスルホン酸メチル	0.1%以上	625	りん酸トリ(オルトトリル)	1%以上
563	メチラール	0.1%以上	626	りん酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)	0.1%以上
564	メチルアセチレン	1%以上	627	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	1%以上
565	N-メチルアニリン	1%以上	628	りん酸トリフェニル	1%以上
566	2,2'-[[4-(メチルアミノ)-3-ニトロフェニル]アミノ]ジエタノール(別名HCブルーナンバー1)	0.1%以上	629	リンリシノール	0.1%以上
			630	六塩化ブタジエン	0.1%以上
			631	ロジウム及びその化合物	0.1%以上
			632	ロジン	0.1%以上
			633	ロテノン	1%以上